

第7章 職員の退職管理の状況

地方公務員法においては、公務の適正な執行を確保するために、再就職した元職員が本市に対して、契約や処分に関する要求・依頼をすることを禁止しています。また、本市では同法の規定を補完し、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員の退職管理に関する条例及び名古屋市特別職職員の再就職状況の公表等に関する要綱を定めています。

1 職員の再就職状況

職員の退職管理に関する条例（平成27年名古屋市条例第71号）第4条及び名古屋市特別職職員の再就職状況の公表等に関する要綱第5条の規定に基づき、平成30年8月1日以降に本市を退職した者（在職時に課長級以上の職にあった者に限る。）767人のうち、令和2年8月1日から令和3年7月31日の間（退職後2年以内に限る。）に届出のあった者の状況は次のとおりです。

（単位：人）

再就職先	人 数
本市外郭団体	32
公共的団体（本市外郭団体を除く）	122
本市非常勤職員等	10
民間企業等	45
合 計	209

（注）「本市外郭団体」には、名古屋市外郭団体指導調整要綱第5条第2項に基づき運営状況の報告を求める団体を含みます。